

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

当社は、全ての役員・社員が遵守すべき基本的な原則である「ソニー生命行動規範」を定めており、以下内容を遵守のうえ取引活動を行うとともに、多様なステークホルダーに与える影響を十分配慮した行動・対話を通じた信頼を築くよう努め、事業を通じて持続可能な社会の発展へ貢献してまいります。

a. 法令・社会規範等の遵守

事業活動を行う各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に、責任ある事業活動を行います。

b. 人権の尊重

人権に関する国際規範を尊重し、支持します。また、自らの事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたり、助長したりすることがないように、努めます。

c. 公正・公平な取引と腐敗防止

公正な競争、取引に関する適用法令、規則を遵守した取引活動を行い、不適切な利益の供与や受領は行いません。

d. 環境保全

事業活動において、環境への影響を考慮するとともに、更なる持続可能な社会の構築に向け、環境負荷を最小限にすることを目指します。

e. 情報管理

個人情報保護に関する適用法令、規則、社内方針・規程等を遵守して安全管理に努める等、適正に個人情報を取り扱います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社はソニーフィナンシャルグループ各社や多様なステークホルダーと協働し、お客さまをはじめ、多くの方の“生きがい”に寄り添い、自分らしく生きる人を増やしていく、さらに「人」を取り巻く「社会」・「環境」の課題解決への貢献を進めていくことで、「人々が心豊かに暮らせる社会

の実現」を目指します。

今後も、金融機関としての高い倫理観と使命感を持ち、多様なステークホルダーとの活発なコミュニケーションを通じ、頂く意見や課題提起を理解、反映し、信頼関係・協業関係を築き、“当社ならではの”の長期的な価値創造・貢献を通じて、持続可能な社会の実現と企業価値向上に努めてまいります。

2024年3月27日

(2026年4月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

ソニー生命保険株式会社
企業名

代表取締役社長 坪田 博行
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。